

資料 - 2 業務要求水準書（案）に関する質問(H20.12.10追加回答)

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回答(案)
		頁	第		()	加	(加)	英小		
48	各機能の諸室の要求水準に関する事項	37	第3	5	(8)				温浴施設におけるシャンプー及びボディソープ等の消耗品は貴市にて負担されるという理解でよろしいでしょうか。また、当該消耗品等の詰替え及び補充等は職員様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の消耗品等の負担、詰替、補充等については、事業者負担ではありません。
49	各機能の諸室の要求水準に関する事項	37	第3	5	(8)				温浴施設における清掃、温度管理及びレジオネラ菌検査等は貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	各機能の諸室の要求水準に関する事項	37	第3	5	(8)				温浴施設内のトイレについては、専有部扱いとし、事業者による清掃業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	残留塩素の測定	74	第4	8	(3)	イ	(ア)		温浴施設における水質検査は、事業対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。